賃貸住宅探しは
管理業者選びから！

国土交通省に登録している
賃貸住宅管理業者を知っていますか？

知っていると安心！

登録事業者は
賃貸住宅管理のプロフェッショナル！

賃貸住宅管理業者登録制度では、登録事業者が行う賃貸住宅の賃料・敷金等の受領や契約の更新、終了時の手続きなどの管理業務のルールが定められています。重要な事項の説明や書面交付を行うなどの適切な運営により、貸主と借主の安心と信頼を図ります。

賃貸管理業

賃貸住宅管理のプロフェッショナル
登録事業者の役割とは？

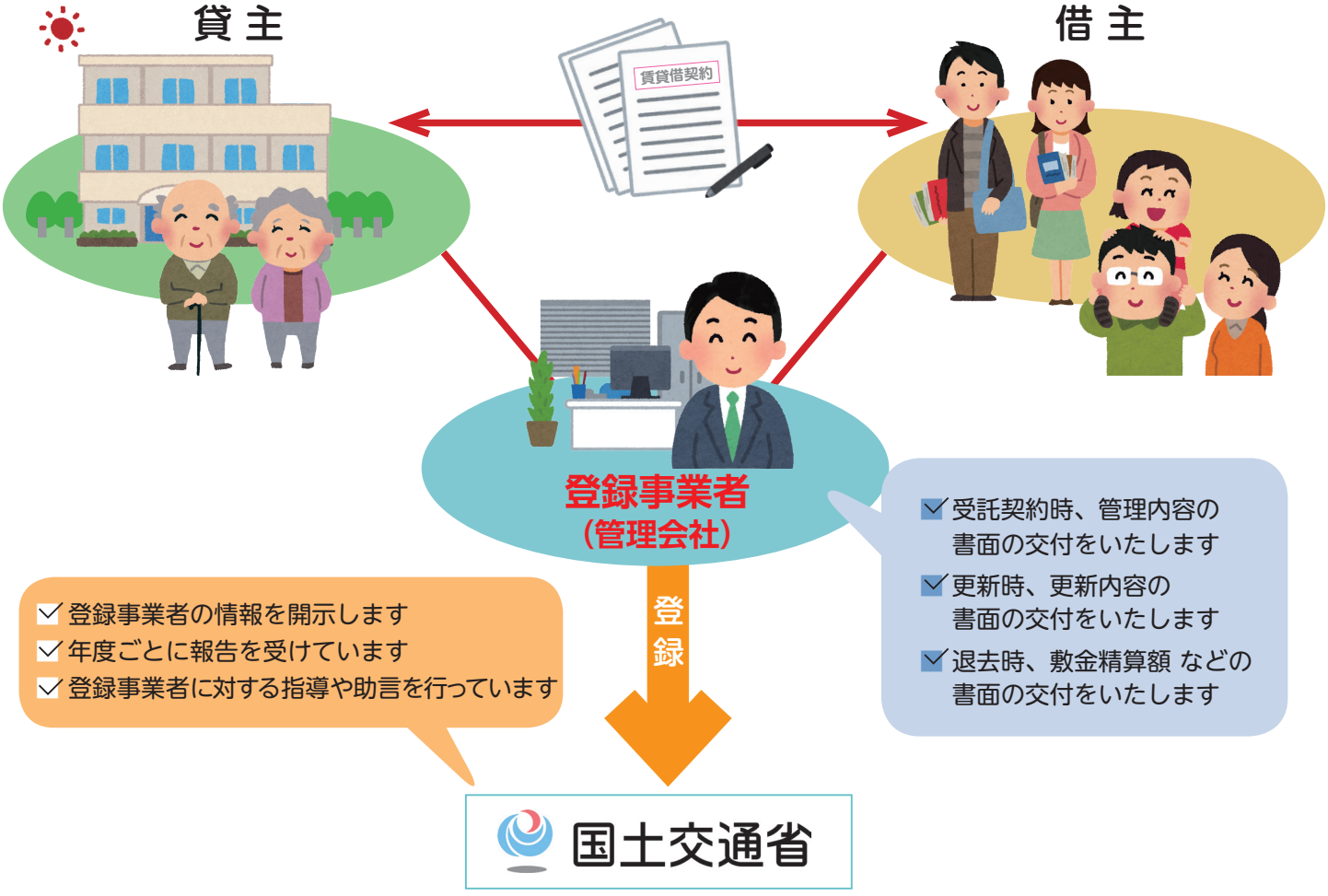

賃貸住宅管理業者

登録事業者かどうかの確認方法

このマークが目印です

賃貸管理業

ウェブで 賃貸住宅管理業者 検索

http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/chintailnit.do

書類で：契約前の重要事項説明書の「管理の委託先」を確認

【 重要事項説明書 】

7　敷金等の精算に関する事項

8　管理の委託先

氏　名（商号又は名称） （マンションの管理の適正化の推進に関する法律第４６条第１項第２号の登録番号または賃貸住宅管理業者登録規程第５条第１項第２号の登録番号）	◀この項目をチェック！
住所（主たる事務所の所在地）	

登録事業者が行う 安心のポイント

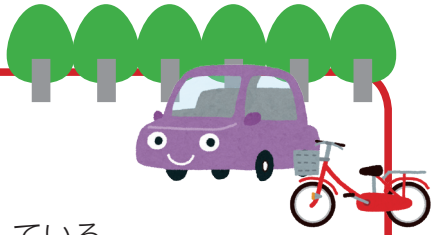

☆ 管理受託契約時 ☆

貸主が登録事業者（管理会社）に委託している
管理の内容や借主から預かる家賃の管理方法などが
書面で交付されます。

☆ 更新時 ☆

更新されると、
更新後の家賃や契約期間などの変更内容が
書面で交付されます。

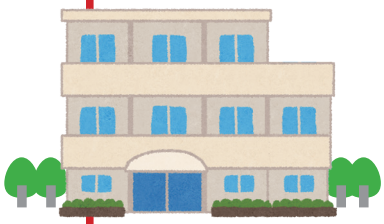

☆ 退去時 ☆

敷金の精算など、
借主が負担する必要のある費用の
算定内訳を交付します。

国土交通省

土地・建設産業局 不動産業課　〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL:03-5253-8111（代表）